

「米国 IT 企業の知的財産戦略を巡る動向」

市川類@JETRO/IPA NY

1. はじめに

現在、米国では特許法の見直しの議論が進められている。この特許に代表される知的財産権の扱いは、イノベーションの促進にとって非常に重要な役割を果たすものであり、特に技術によるイノベーションを標榜する IT 関連企業にとっては、この知的財産に係る戦略及び政府の戦略は、重要なものである。

近年、特にこの10年間において、IT 関連技術の進化は目覚しく、インターネットの普及を始め実体経済における IT の役割は非常に大きくなるとともに、それに伴い、IT 関連企業においても、そのビジネス・モデルに大きな変化が生じてきている。

このような流れの中で、IT 企業における知的財産戦略はどのように変化してきているのであろうか、また、米国連邦政府の知的財産政策の変化は、どのように位置付けられるのであろうか。

本稿においては、このような問題意識の下で、米国の主要 IT 企業におけるオープンソース化動向などを含む特許戦略を事例として取り上げ分析することで、米国における企業側の知的財産戦略の大きな流れを把握すると共に、年々巨額化する特許関連訴訟の流れの中で、米国における特許システムの見直しに向けた議会や業界団体動きをまとめることで、米国 IT 企業を取り巻く知的財産に係る事業環境の状況についてまとめる。

2. 知的財産を巡る IT 産業の位置づけと最近の動向

(1) 知的財産活動における IT 産業の位置付け

米国の特許活動における IT 産業の位置付けが高まっている。具体的には、米国における上位特許取得企業に関し、1996年と2006年を比較してみると、いずれもトップ10はIT 関連企業でほぼ全て占められることには変わらないが、1996年においては、他の製造業が約半数を占めていた20位以下のランクにおいても、2006年においては、その多くが何らかのIT 関連企業がランクを占めるようになっていくことが分かる。（なお、相対的には、日本企業の衰退も目につく。）

米国における特許取得企業トップ50¹

順位	2006年	1996年
1-10	IBM (3621), Samsung(2541), キヤノン(2366), 松下電器(2229), Hewlett Packard (2099), Intel (1959), ソニー(1771), 日立(1732), 東芝(1672), Micron Technology (1610)	IBM (1867), キヤノン (1541), Motorola(1064), N E C (1043), 日立 (963), 三菱電機 (934), 東芝 (914), 富士通 (869), ソニー (855), 松下電器 (841)
11-20	富士通 (1487), Microsoft (1463), セイコーエプソン (1200), General Electric (1051), 富士写真フィルム (906), Philips (896), Infineon Technologies (890), TI (890), Siemens (854), ホンダ (778)	General Electric (819), Eastman Kodak (768), Xerox (703), TI (600), Minnesota Mining (537), AT&T (510), 富士写真フィルム (510), Hewlett Packard (501), Samsung (482), Philips (477)
21-30	Sun Microsystems (776), デンソー (732), N E C (728), LG (694), リコー (693), Eastman Kodak (688), シャープ (665), Broadcom (660), Cisco (649), Robert Boshe (646)	Intel (423), ニコン (423), Siemens (418), Du Pont (395), Ford (381), シャープ (352), Hoechst (351), Protector + Gamble (346), Bayer (323), BASF (317)
31-40	三菱電機 (610), Nokia (597), ルネサステクノロジ (583), Motorola (576), Honeywell (559), Lucent Technologies (552), サンヨー (516), Silverbrook Research (510), Xerox (501), GM (490)	日本電装 (311), Robert Boshe (306), GM (297), リコー (295), ホンダ (293), Lucent Technologies (289), US Navy (285), Hughs Aircraft (272), Ciba-Geigy (271), U of California (266)
41-50	Boeing (478), 3M (471), Taiwan Semiconductor (471), Agilent Technologies (468), AMD (439), Hynix Semiconductor (438), Hon Hai Precision (432), U of California (410), Semiconductor Energy Laboratory (405), Qualcomm (399)	Eli Lilly (245), オリンパス (223), Whitaker (211), 住友電工 (209), Caterpillar (206), National Semiconductor (201), Dow Chemical (196), Allied Signal (189), Abbott Laboratories (182), Eaton (182)

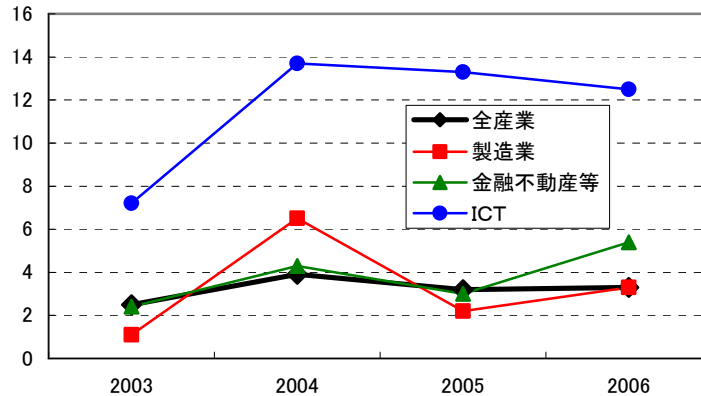
このように特許取得件数において IT 関連企業のプレゼンスが増大してきている背景としては、まずは、この10年間に於いて、米国産業全体における IT 関係産業の役割が増大してきていることがあげられる。特に、一時期 IT バブルによる収縮はあったものの、ここ数年間においては、米国経済は年3%程度で成長しているのに対し、IT 産業は10%以上の伸びを示していることから分かるように、IT 産業は米国の経済・産業全体を牽引するとともに、その位置付けが高まっているものと解釈される。

また、技術の進展に伴い、IT 関連の技術の中でも、特にソフトウェア関連の特許が近年急速に増大してきていることも大きな要因として考えられる。特許取得数全体におけるソフトウェアというキーワードを利用している特許の割合は、1986年には3.6%、1996年には9.9%であったのが、2006年には、23.4%まで高まっているという試算結果もある²。

¹ http://www.uspto.gov/web/offices/ac/ido/oeip/taf/reports_topo.htm#TOPO より。なお、色付き部分は、広義で IT に関連する企業と思われるものを筆者が判断したものの。

² http://en.wikipedia.org/wiki/Image:US_granted_software_patents.png

米国の経済成長率の推移（産業別）³



なお、もちろん、特許取得件数の観点から IT 関連企業が大半を占めるからと言って、特許制度からのメリットを受けている大半の企業が IT 関連企業である訳ではない。一般的に、IT 産業から見た特許と、バイオ産業を中心とする他の産業から見た特許とでは、その位置づけは異なる。

一般的に、例えば、医薬に代表されるようなバイオ分野では、一つの技術・特許が個別の製品と密接に関係しており、このため、成功したひとつの技術の特許価値は非常に高いものとなる。これに対し、IT 産業においては、一つの製品・システムを組むために、数多くの技術・特許の組み合わせ、結集することが必要となる。このため、このために、平均的にみれば、一つ一つの技術の価値は低く、また、製品を作るのに必要な個々の技術の権利調整をするのに係る取引コストは相対的に高く、したがって、多くの技術の中で一つの技術の権利のみを主張しているのは、結局その実用化の妨げになりかねないというという事情を有することが特徴である。

（2）米国 IT 企業の知的財産戦略を巡る変化

このような中で、近年における米国の IT 産業の知的財産戦略を巡る状況の変化としては、以下の2つがあげられる。

①IT 企業のビジネス・モデルの変化（オープンソース化の進展）

近年、IT 技術の進展に伴い、IT 企業におけるビジネス・モデルは多様化しつつあり、また、よりオープンな知的財産戦略を指向しつつある。

民間企業（製造業）の単純なビジネス・モデルは、研究開発によって得られた技術を用いて、製品（ソフトウェア製品を含む）を作り、それを販売することによって利益を得るというモデルである。また、それに加えて、得られた技術（特

³ Bureau of Economic Analysis (BEA), DOC (May 2007)

許)を販売(ライセンス)することによって、更に利益を確保するというオープン・ビジネス・モデルにも関心が高まっている。

IT関連企業では、これらに加えて、インターネット等の技術の進展を背景に、近年戦略上さらに重要なビジネス・モデルとなってきたのが、プラットフォーム戦略あるいはオープンソース・モデルと言われるものである。すなわち、得られた技術を、単に製品やソフトウェアあるいは特許を販売するのではなく、むしろ、戦略的な観点から、オープンソースとして一定の条件のもと無償で公開することにより、その技術をデファクトなりのスタンダードとなるプラットフォームとして確立するという戦略である。これにより、外部の開発コミュニティの能力を活用し、多様な技術を結集した更なる開発と製品・サービスの普及(イノベーション)が可能となる一方、企業としては、そのプラットフォームに付帯した製品あるいはサービスにより収益を確保することになる。⁴(ただし、そのビジネスのコアとなる技術については、内部に維持・確保することが必要になる。)

具体的には、ブロードバンドや各種共同開発を行うためのツールなどIT技術の進展に伴い、オープンソースをベースとして開発や製品の利用の普及や、SaaS (Software as a Service)に代表される利用しただけ課金するオンデマンド・サービス形態、あるいは、Web2.0のような広告収入等をベースとしたビジネス・モデルなどが挙げられる。このようなビジネス・モデルは、知的財産権を徹底して囲い込み、ライセンス収入によって利益を出すというソフトウェア業界の従来のビジネス・モデルとは大きく異なるものとなろう。

②知的財産権を巡る紛争の多発／訴訟費用の高騰化

IT企業においては、上述のような戦略を進める一方で、それでもなお、ITのビジネスには多様な技術を必要とすることから、商業化・製品化されるにあたって必要な技術は、必ずしも自社あるいは共同者の技術のみとは限らない。

このような中、現行特許制度下において、特にIT分野を中心に特許訴訟が相次いでいる。これらには、単なるライバル企業同士の特許紛争だけではなく、特に、技術を有していても、その技術を自ら商業化・製品化をせず、他者の事業の実施を見て、侵害訴訟や差し止め請求を振りかざし、高額の和解を求めるような、いわゆる「パテント・トロール」と言われるような特許権者が多数出てきていることが特徴であり、かつ、問題視されている。

この特許関連訴訟は増加傾向にあるとともに、その損害賠償額や和解額も増加してきており、その結果、それらに係る費用は、特許取得から得られる企業利益

⁴例えば、オープンソースとして有名なLinuxについても、レッドハット社は、そのソフトウェア自体は無償で提供するにしても、その販売やサポートをビジネスにすることによって急成長を遂げている。

さえも上回っているとの試算結果もある（また、これら利益のうち3分の2はIT業界のものではなく、化学業界および医薬品業界のものであるとされる）⁵。

また、IT企業においては防衛的な観点（訴訟をされないような観点）から、必要以上に特許の出願を行う傾向があるせいなのか、例えば「特許一件あたりの価値はわずか1万ドル未満」という分析⁶もなされている。

このため、現行制度下においては、高額な訴訟費用を支払う可能性（訴訟リスク）を考慮した場合、新薬の特許取得（Patent）が企業利益を大きく左右する医薬業界や、数少ない特許を元に大企業を訴訟することによって利益を得る可能性のある中小企業を除き、大手企業（特に上場IT企業）にとっては、新技術の特許が必ずしも企業にとって利益をもたらすものではなく、むしろ、企業における研究開発のインセンティブを阻害しているのではないかという見方も出てきている⁷。

このような中、米国IT企業においては、上述のとおり、特許そのものの価値を踏まえた上でのビジネス・モデルの見直しを進める一方で、特許システムの全体の見直しを議会に対して要求することになる。

以下においては、まずは、このような米国IT産業に係る知的財産戦略をめぐる変化に関し、それぞれ個別主要企業に係る具体的事例を紹介する。

3. 米国主要IT企業の知的財産戦略を巡る動向

（1）概観

本章においては、米国主要IT企業として、ハードウェア企業を代表しインテル社、ハードとソフトの両方を事業とし、ITサービスを提供するIBM社、サンマイクロシステムズ社、ソフトウェア業界から、マイクロソフト社、そしてインターネット・サービス業界からグーグル社を、事例として取り上げる。いずれも、売上高が100億ドルを超える大企業である。

⁵ Michael Fitzgerald. "A Patent Is Worth Having, Right? Well, Maybe Not" July 15, 2007. *The New York Times*.

⁶ ペンシルバニア大学(University of Pennsylvania)R・ポーク・ワグナー法学部教授(R. Polk Wagner, Law Professor)コメント。出典: Michael Fitzgerald. "A Patent Is Worth Having, Right? Well, Maybe Not" July 15, 2007. *The New York Times*.

⁷ Michael Fitzgerald. "A Patent Is Worth Having, Right? Well, Maybe Not" July 15, 2007. *The New York Times*.

本稿で取り上げる主要米国 IT 企業の概要⁸

	売上高	研究開発費	特許件数	主要ビジネス
インテル	35,382	5,873 (16.8%)	1,959 件 (0.33)	半導体の製造販売 ・デジタルエンタープライズ (マイクロプロセッサ等) 19,876 ・モビリティ (マイクロプロセッサ等) 12,309 ・フラッシュメモリー 2,163
IBM	91,424	6,107 (6.7%)	3,621 件 (0.59)	ハード、ソフトを含む IT サービス ・グローバルサービス 48,247 ・ハードウェア 22,499 ・ソフトウェア 18,204
サンマイクロシステムズ	13,064	2,046 (15.7%)	776 件 (0.37)	システム製品の販売とそのサービス ・コンピュータシステム製品 5,997 ・データマネジメント製品 2,374 ・サービス (サポート、ソリューション等) 4,697
マイクロソフト	44,282	6,584 (14.9%)	1,463 件 (0.22)	ソフトウェア製品の販売等 ・顧客 (Windows 等) 13,001 ・サーバ・ツール (サーバ用 OS 等) 10,542 ・情報労働者 (Office 等) 12,380 ・ホームエンターテイメント (Xbox 等) 4,292 ・MSN 2,488
グーグル	10,604	1,229 (11.6%)	— (—)	広告ビジネス ・グーグルウェブサイトでの広告 6,333 ・グーグルネットワークサイトでの広告 4,160

以下において、これらの企業に関して、それぞれどのようなビジネス・モデルを有しているか、またそのようなビジネス・モデルを踏まえて最近にどのような知的財産戦略を展開してきているか、特にオープンソースに係る戦略にどのように取り組んでいるかについて、分析を行う。

⁸出典: 売上高、研究開発費、主要ビジネスの金額は、それぞれの企業の公表する直近のアンニュアルレポート(概ね 2006 年 6 月決算または 12 月決算)より。(単位は、百万ドル)。(研究開発費における括弧内の数字は、研究開発費の対売上高比を計算したもの。)

特許件数の数字は、特許の取得件数であり、2006 年の米国特許商標庁データより。なお、グーグルは、同資料に記載するトップ 200 社の中に入っていない。(括弧内の数字は、研究開発費で特許取得件数を割った数字(2006 年)。単位は、件数/百万ドル)。

なお、括弧内の数字に関しては、一般的には、研究開発を実施し成果を得た時期と、特許が取得される時期には、数年以上のタイムラグがあることに留意する必要がある。特に、マイクロソフトは近年急速に特許出願件数を増やしているが、その多くがまだ審査中である、実際に取得に至っているのはまだその一部であることに留意することが必要である。また、グーグルは、IPO したのが 2002 年(当時の売上額は、434 百万円)であり、研究開発活動に関してもその後急増しているものであることを踏まえると、特許に関しても現在まだその多くが審査中であるものと考えられる。

(2) 米国主要 IT 企業の知的財産戦略への取り組み例

①インテル⁹ (ハードウェア)

<ビジネスの概要>

インテル社 (Intel) は、世界最大の半導体メーカーであり、したがってそのメインのビジネス・モデルは、半導体を製造し、販売することである。インテルの売上高 (2006年) は、35,382 百万ドルであり、このうち、Digital Enterprise Group が 19,876 百万ドル、Mobility Group が 12,309 百万ドルとなっており、いずれもそれらに係るマイクロプロセッサあるいはそのチップセット等の製造・販売を事業としている。また、フラッシュメモリ Group が 2,163 百万ドルとなっている。

インテルの研究開発費 (2006年度 (12月末)) は前年度比 14%増の 58.73 億ドルで、売上高に占める割合は 16.6%であった。2006年度中における研究開発費の増加は主に株式に基づく報酬の増加 (4.87 億ドル) に伴うものであり、その他の要因として次世代プロセス (45 ナノメートル) の開発費増などがある。

<知的財産戦略>

インテル社のビジネス・モデルを踏まえると、半導体にかかる知的財産権は、同社にとってコアとなる。このためインテル社をはじめとする半導体業界においては、自社が開発した技術については、基本的にまず特許を取得する戦略をとっている。ただし、インテル社によると、現代の半導体業界においては、他社の特許技術を利用しないことには研究開発は不可能であることから、同社では、競合他社とクロライセンス契約を締結している。

このように特許制度を利用して、自社技術を守る戦略をとっているインテル社であるが、特許侵害の提訴も受けている。例えば、2005年、開発ツールなどを提供する AmberWave Systems 社は、インテル社の半導体製造過程の一部が AmberWave Systems 社の 6 件の特許技術 (半導体製造過程技術) を侵害しているとして提訴した。両社は 2007年に法廷外で和解し、インテル社が AmberWave Systems 社に一定金額を支払い、一方で AmberWave Systems 社のライセンスをインテル社が使用するといったクロスライセンス契約を締結している。

<オープンソース戦略>

一方で、インテル社は、オープンソース化のプロジェクトにも積極的に参加してきている。具体的には、同社が参加する Linux 製品関係のプロジェクトには、ワイヤレス関係のものやグラフィック関係 (ゲーム等ファミリー向け) などのものが挙げられる。これらを含めたインテル社におけるオープンソース化プロジェ

⁹ Intel 2006 Annual Report, http://media.corporate-ir.net/media_files/irol/10/101302/2006IntelAnnualReport.pdf

クトの一覧は以下の通り。以下のプロジェクトを見ると、同社の半導体を搭載するハードウェア上でオープンソースが機能することを可能にするインターフェース開発等に力を入れていることが分かる。

インテル社がコードを提供するオープンソースプロジェクト一覧(2007 年 9 月現在)¹⁰

OpenSolaris (Intel Project)	Advanced Configuration and Power Interface (ACPI)
OpenHPI	Intel® PRO/Wireless 2100 Driver for Linux
Intel® PRO/Wireless 2200BG Driver for Linux	Intel® PRO/Wireless 3945ABG Driver for Linux
Linux graphics drivers	Linux-ready Firmware Development Kit
Linux Ultra-Wideband	Web Services Management (WSMAN)
Linux Kernel Performance	Service Availability Forum Test
Xen	

すなわち、同社は自らの半導体のコアとなる技術については、特許を取得し、保護する一方で、これらのプロジェクトに見られるように、同社の半導体を搭載する半導体のハードウェア上で機能することを可能するようなインターフェース等については、オープンソースを積極的に活用しているという戦略を推進しているのではないかと考えられる。

② IBM¹¹ (IT サービス (+ハードウェア&ソフトウェア))

<ビジネスの概要>

IBM 社は、世界でも最も歴史のある IT 関連の巨大企業の一つである。また、その歴史の中で、近年では、90 年代に、ビジネス・モデルを大幅に見直しを行い、従来のハードウェア中心の製造業から、IT 関連サービスを中心とする業態にビジネス・モデルを移行したことは有名である。すなわち、同社としては、むしろ、個々の製品や部品の売り上げのみを指向するのではなく、全体としてのサービスで利益を得ることを志向しているものと考えられる。

実際に、IBM 社の売上高 (2006 年) 91,424 百万ドルのうち、グローバルサービスが 48,247 百万ドル、ハードウェアが 22,499 百万ドル、ソフトウェアが 18,204 百万ドルとなっており、サービスを中心とした上で、そのために必要なハードウ

¹⁰ インテル社が参画するオープンソース関連プロジェクト一覧: <http://oss.intel.com/en-us/projects/>

¹¹ IBM 2006 Annual Report. ftp://ftp.software.ibm.com/annualreport/2006/2006_ibm_letter.pdf

ウェア及びソフトウェアについても製造・販売するというモデルを採用しているものと考えられる。なお、近年、Think Pad や HDD 事業を含め、個々の部品に係る事業を売却するなど、ハードウェアの分野を減らし（2004年度のハードウェアの売り上げは、31,193百万ドル）、サービス、ソフトウェアの比重を高めてきていることが特徴である。

また、研究開発の観点から見た場合、同社は、引き続き、年間60億ドル規模という、世界でも最大規模の研究開発費を投じることで有名な企業である。同社の2006年度（12月末）の研究開発費は61.07億ドルであり、この研究開発費のうち、研究開発並びに製品への応用にかかった費用が56.82億ドル、製品関連のエンジニアリング費用が4.56億ドルであった¹²。このうち、ソフトウェア関連の比率は、45～46%程度を占めている。

<知的財産戦略>

IBM社は引き続き、一貫して積極的に特許を取得し続けるという戦略を有しており、米国での特許取得件数第一位の座を14年にわたって確保している。同社の保有する特許総数は公表されていないものの、一部のIT専門誌は約4万件とも推測している¹³。また、このために、同社は、社内に特許専門の弁護士を370名以上雇用し、同社の特許戦略を構築している。

その際、このように多くの特許を取得する同社では、これらの特許を単に自社内で利用するだけでなく、積極的に外部へライセンスし、「ライセンス料」という形で利益を得るといふ、いわゆるオープンイノベーションモデルを採用していることが特徴であると言われる。

また、同社がこのように多数の特許を取得する理由としては、複数の企業から特許侵害で提訴を受けている状況を踏まえ、他社による特許提訴を自制させることも含め、特許関連訴訟のリスクを減らすという趣旨もあるとされる¹⁴。

¹² IBM社の研究開発は、米国の他、中国、イスラエル、スイス、日本、インドの研究所における3千名の研究者と、世界15カ国61箇所働く2万名強のソフトウェア開発者によって支えられている。

¹³ Paul Krill. "IBM pledges access to its IP for standards" July 11, 2007. *InfoWorld Daily News*. http://www.infoworld.com/article/07/07/11/ibm-standards_1.html

¹⁴ IBM社のシステム技術グループ・チーフ技術師、バーナード・S・メイヤーソン氏 (Bernard S. Meyerson, Chief Technologist, Systems and Technology Group) 「IBM社では社内に特許専門の弁護士が同社の研究者と直接対応しながら将来的な特許関連訴訟の可能性を視野に入れながら特許戦略を進める」ことで、特許関連訴訟対策を行っているとしている。また、メイヤーソン氏によると、米国の大手IT企業間では他の企業が保有する特許技術をベースとして新たな特許技術を開発するといった「知的財産の傘 ("intellectual-property umbrella")」の仕組みが形成されており、したがって互いの特許技術内容に対して提訴をしないといった暗黙のルールが存在するという。これにより、それぞれの大手企業が抱える膨大な特許ポートフォリオに対して、互いに提訴し合うことが自制されているという。同氏はまた、現在のような巨額な費用と長い年月を要する特許関連訴訟に対し、技術開発が遅れるといった懸念を示している。(Michael Fitzgerald. "A Patent Is Worth Having, Right? Well, Maybe Not" July 15, 2007. *The New York Times*)

一方、IBM社は、特許侵害しているとして他社から提訴される一方、自社もまた複数企業の技術に対して特許侵害の訴状を提出している。最近では、2006年にアマゾン社（Amazon.com）に対し、「アマゾン社のビジネス・モデル『great dot.com』は、IBM社の特許技術を元にして開発されている」として、IBM社の5件の特許技術¹⁵に対する不法侵害を理由に2件の訴状を提出している¹⁶¹⁷。同社が、提訴までに踏み切った理由は、一義的には、アマゾン社がライセンス料支払いに応じなかったためではあるが、当該技術はビジネス・プロセスに関わるものであり¹⁸、IBM社のコアのビジネス・モデルであるITサービス（コンサルティング）にも強く関わっていたのではないかということも背景の一つとして推測される。

<オープンソース戦略>

このように巨大な特許ポートフォリオを強みとするIBMであるが、2005年頃より、これら特許技術の一部をオープンソース化する戦略をみせている。

IBM社は2005年1月、保有するソフトウェア特許技術約500件をオープンソース開発者に寄贈した¹⁹。また、Linux推進を目的として、特許技術を買収・管理して、ライセンス料をとらず（royalty-free licensing term）にソフトウェア開発者に提供するライセンス管理会社OIN（Open Invention Network）を立ち上げている²⁰。その他、IBM社が所有する150件超の特許技術を、オープンソースあるいはヘルスケア、教育目的で利用する場合にのみライセンス料を受け取らないとする、限定的なオープンソース化も行ってきた。更に2007年7月、同社はこれら150件超の特許技術をすべての利用者（ディストリビュータ、デベロッパー、メーカー、顧客）に対し無料で利用できるとする取決めを発表した。対象となる特許技術²¹は、ウェブ・サービスで利用されるSOAP、SAML、XML関連技術である。なお、こ

¹⁵ これら5件の特許技術は主に、インターネットサイトが顧客に対して製品紹介や広告・店舗データをどのように紹介するかといったものである。出典：Elizabeth M. Gillespie. "Amazon settles patent-infringement suits with IBM" May 9, 2007. *Associated Press Financial Wire*.

¹⁶ WebSphere News Desk. "Amazon pays off IBM to settle big patent suit" May. 13, 2007. *WebSphere Journal*. <http://websphere.sys-con.com/read/374828.htm>

¹⁷ なお、この訴訟は、IBM社とアマゾン社との長い話し合いが決裂した後にIBM社より提訴されたものであり、IBM社は訴状にて、アマゾン社が当該ビジネスモデルで得た数十億の利益からのライセンス料を要求していた。しかし2ヵ月後の2006年12月、アマゾン社側がIBM社に対し「当該5件の技術はアマゾン社の特許技術であり、IBM社の子会社WebSphere社のビジネスソフトウェアなどが特許技術を不法に侵害している」として逆提訴した。結果的に2007年5月、アマゾン社が一定額（非公表）をIBM社に支払い、両社にて一部の技術を共有することで示談が成立している。（Elizabeth M. Gillespie. "Amazon settles patent-infringement suits with IBM" May 9, 2007. *Associated Press Financial Wire*.)

¹⁸ <http://www.nytimes.com/2006/10/24/technology/24amazon.html?ref=technology>

¹⁹ Paul Krill. "IBM pledges access to its IP for standards" July 11, 2007. *InfoWorld Daily News*. http://www.infoworld.com/article/07/07/11/ibm-standards_1.html

²⁰ 共同出資社はIBM, NEC, Novell, Philips, Red Hat, Sonyの5社。出典：OIN. <http://www.openinventionnetwork.com/about.php>

²¹ 対象技術一覧：<http://www-03.ibm.com/linux/opensource/isplist.shtml>

これらの多くは IBM 社だけではなく WWW コンソーシアムや OASIS などが開発したもので、IBM 社はその開発に係わっているものである²²。

IBM 社はこのような自社技術のオープンソース化によって、IT 産業内でのイノベーション促進と特許関連訴訟の抑制を目指しているという²³。これは、これらのソフトウェアは必ずしも同社のビジネス・モデルにおける利益の中心となる源ではなく、むしろオープンソース化を行うことによって、同社のビジネス・モデルである IT サービスの提供の拡大にもメリットがあると判断したためではないかと考えられる。

③ サンマイクロシステムズ²⁴ (IT システム/サービス)

<ビジネス概要>

サンマイクロシステムズ社は、サーバやストレージに係るハードウェア技術で有名であるが、単にそれらのハードウェアを単体として販売・提供するのではなく、ソフトウェアと組み合わせてシステムとして提供するとともに、それらのシステムに係るサービスを行うことをビジネス・モデルとしている。同社の 2006 年度の売上高は、13,068 百万ドルであり、このうち、製品が 8,371 百万ドル（うち、コンピュータ・システムが 5,997 百万ドル、データ・マネジメントが 2,374 百万ドル）であり、一方、サービスが 4,697 百万ドル（サポートが 3,678 百万ドル、顧客ソリューション/教育サービスが 1,019 百万ドル）となっている。

また、同社における 2006 年度（6 月末）の研究開発費は 20.46 億ドルで、前年度の 17.85 億ドルから 2.61 億ドル増加した。これら増額分は主に、ストレージ専門ベンダの StorageTek の買収（2005 年）による経費増、並びにこれに伴う知的財産の償却費（amortization）、株式に基づく報酬関連経費の増加などが大きな要因となっている。サンマイクロシステムズ社の売上高に占める研究開発費の割合は、約 15%となっている。

<サンマイクロシステムズの知的財産戦略>

サンマイクロシステムズ社の場合、取得しているこれらの特許技術は、コンピュータ業界内での取引目的や、同社のビジネス・モデルを守るための「防御的な ("defensively")」目的で使用している。したがって、他企業や個人のソフトウェ

²² Paul Krill. "IBM pledges access to its IP for standards" July 11, 2007. *InfoWorld Daily News*. http://www.infoworld.com/article/07/07/11/ibm-standards_1.html

²³ IBM. "IBM Pledges Free Access to Patents Involved in Implementing 150+ Software Standards" July 11, 2007. *Press Release*. <http://www-03.ibm.com/press/us/en/pressrelease/21846.wss>

²⁴ Sun Microsystems. 2006 Annual Report. http://www.sun.com/aboutsun/investor/annual_reports/

アに対して特許侵害を訴えることを目的としたり、ライセンス料からの利益増大などは目的としていないとしている²⁵。

一方、同社は、他社から特許侵害の主張をいくつか受けている。2007 年 5 月、マイクロソフト社は、サンマイクロシステムズ社が支援する OpenOffice のコードに対し、マイクロソフト社の特許 45 件を侵害していると主張した。これに対しサンマイクロシステムズ社は、コメントを控えている²⁶。またサンマイクロシステムズ社は 2007 年 9 月、米 Network Appliance 社より、サンマイクロシステムズ社が 2007 年よりオープンソース・ソフトウェアとしてライセンスしているファイルシステム「ZFS」などが 7 件の特許を侵害しているとして提訴されている²⁷。

<オープンソース戦略>

サンマイクロシステムズ社は、多くのオープンソース・イニシアチブを実践している企業でもある。上述のような特許戦略は、同社がソフトウェアのオープンソース化に注力していることが背景にある。

サンマイクロシステムズ社のオープンソース責任者（Chief Open Source Officer）であるサイモン・フィリップス氏（Simon Phipps）によると、同社は「Common Development and Distribution License（CDDL）」²⁸のように関連特許もオープンソース化したライセンスを提供し、また無料ソフトウェアの開発者に対して特許侵害を主張しないなど、ソフトウェア開発者が作業しやすい環境作りを実践している²⁹。現在、サンマイクロシステムズ社が技術をオープン化したオープンソース関連団体は、Linux、OpenSolaris など、計 29 団体にのぼる。

サンマイクロシステムズ社がコードを提供するオープンソース関連プロジェクト一覧³⁰

GlassFish	GNOME	Grid Engine	JavaDB	java.net
Jini Network Technology	JXTA Technology	Linux	Mobile & Embedded	Mozilla
NetBeans	OpenDS	OpenESB	OpenJDK	Open Media Commons
Open MPI	OpenCDS	OpenPrinting	OpenOffice.org	OpenSPARC

²⁵ Darryl K. Taft. "Sun's Chief Open Source Officer Talks Patents" May 23, 2007. *eWeek.com*. <http://www.eweek.com/article2/0,1759,2135483,00.asp>

²⁶ "Sun Microsystems Inc. Accused of Patent Infringement". May 17, 2007. *M2 Presswire*.

²⁷ MARIANNE KOLBASUK MCGEE . "Patent Reform Pending Amid Wave Of Tech-Related Suits" September 10, 2007. *INFORMATIONWEEK*. その他、サンマイクロシステムズ社は 2002 年、Eastman Kodak 社より特許侵害訴訟を起こされているが、2004 年に 9,200 万ドルを支払って和解している。

²⁸ CDDL 関連サイト: <http://www.sun.com/cddl/>

²⁹ Darryl K. Taft. "Sun's Chief Open Source Officer Talks Patents" May 23, 2007. *eWeek.com*. <http://www.eweek.com/article2/0,1759,2135483,00.asp>

³⁰ サンマイクロシステムズ社が参画するオープンソース関連プロジェクト一覧: <http://www.sun.com/software/opensource/learnmore.jsp>

OpenSSO	OpenSolaris	Portal	PostgreSQL	Project Fortress
Project LookingGlass	Project Woodstock	Roller	X.Org	

これは、同社は、ハードやソフトを提供するというよりは、むしろシステム全体を提供する企業であり、いずれかの単体では IT ツールの価値は実現されないという考え方に基づいているものである。特に、同社のオープンソースのターゲットは、学生や新興企業というよりは、大企業が中心であり、したがって、セキュリティ等にも配慮したサービスと組み合わせることによって、更にビジネスを拡大することも可能になる。実際に、同社は、ソフトウェアをオープン化したことによって、ソフトウェア関連のビジネスで 13% の成長を遂げたとされる。³¹

④ マイクロソフト³² (ソフトウェア)

<ビジネスの概要>

マイクロソフト社の中心的なビジネス・モデルは、ソフトウェアを製造し、販売することである。同社の 2006 年度の売上高は、44,282 百万ドルであり、このうち、「Client」(Windows 等)が 13,001 百万ドル、「サーバー・ツール」(サーバー用 OS 等)が 10,542 百万ドル、「Information worker」(Office 等)が 12,380 百万ドル、「ホーム&エンターテイメント」(Xbox など)が 4,292 百万ドル、「MSN」が 2,488 百万ドルとなっている。

同社は、近年研究開発費を増額させてきており、2006 年度(6 月末)の研究開発費は前年度費 8% の 65.84 億ドルを投じている。これは Windows Vista や Xbox 360 などの新製品³³開発費増や人件費増などが原因である。2005 年度における研究開発費が前年度の 77 億ドルから 61 億ドルに減少しているが、これは株式に基づく報酬経費が 18.8 億ドル減少したことによるものであり、この減少分は Xbox 360 などの新製品³⁴開発費や人件費によって一部相殺されている。

<知的財産戦略>

マイクロソフト社は、近年特許への出願数を増やしてきており、2006 年度、5,000 件目の特許を取得するに至っている。

同社は、厳格な特許技術管理戦略でも有名であり、これまで、同社の主力製品である Office などの技術は公開しておらず、自社技術を優先的に守る姿勢を貫い

³¹ http://www.news.com/8301-10784_3-9757417-7.html

³² マイクロソフト社 2006 年度アニュアルレポート。"Shareholder Letter"

http://www.microsoft.com/msft/reports/ar06/staticversion/10k_sl_eng.html

³³ MSN adCenter, the 2007 Microsoft Office system, Windows Vista, Xbox 360 など。

³⁴ Xbox 360 コンソール、関連ゲーム、SQL Server 2005、Windows Vista、モバイル製品など。

ている。これは、同社のビジネス・モデルの中心が、これらのソフトウェアの開発、販売であることから当然であると考えられる。ただし、ソフトウェア・ベンダなどからこれを公開することにより、より高い相互運用性を実現できるよう求める声が高い。また、そのビジネス・モデル上、オープンソースのLinuxとは長年ライバル関係にあり、したがって、オープンソース業界からは仇敵として睨まれる立場にある。

ただし、同社は、自社のソフトウェアに係る流通の促進の観点からの知的財産契約を進めている。具体的には、現在、LG Electronics、Linspire、Xandrosといった中小規模のLinuxディストリビュータそれぞれと知的財産契約（Intellectual property agreements）を締結しており、これら企業に対しては特許侵害による提訴は行わないとしている。また、2006年11月にノベル社（Novell）と、Linuxの相互互換性を強化する共同開発を行う契約を締結している³⁵。同契約ではマイクロソフト社はノベル社のSUSE Linuxユーザを、ノベル社はマイクロソフト社のWindowsユーザを、互いに特許侵害などで提訴しないことが定められている。両社の技術契約には、2007年5月にデル社（Dell）も参加した³⁶。

しかしながら、マイクロソフト社はノベル社との契約直後から、ノベル社並びにレッドハット社（Red Hat）の235件のLinux関連技術（Linux技術107件、その他のオープンソースコード128件）がマイクロソフト社の特許技術を侵害していると主張し始め、現在も両社における意見の相違は続いている³⁷。

<オープンソース戦略>

このように、同社においては、自社のコアであるソフトウェアに係る技術を守るという姿勢は変わらないものの、最近において、Linux関連技術の相互開発や自社技術のオープンソース化、Open Document Format対応・国際標準化の推進などにも取り組み始めている。

具体的には、マイクロソフト社は、2007年7月26日、同社のソフトウェアのうち一部を公開するイニシアチブ「Shared Source Initiative（以下SSI）」を開始することを発表し³⁸、さらにはオープンソース化も発表したため「パンドラの箱を開けた」³⁹として大きな話題となった。このSSIイニシアチブにてマイクロソフト

³⁵ Microsoft Corporation. "Microsoft and Novell Announce Broad Collaboration on Windows and Linux Interoperability and Support" November 2, 2006. *Press Release*.

<http://www.microsoft.com/presspass/press/2006/nov06/11-02MSNovellPR.msp>

³⁶ Microsoft Corporation. "Dell Joins Microsoft and Novell Collaboration" May 6, 2007. *Press Release*. <http://www.microsoft.com/presspass/press/2007/may07/05-06MSDellNovellPR.msp>

³⁷ Charles Babcock. "Google Joins Effort To Ward Off Patent Challenges To Linux" August 11, 2007. *InformationWeek*. <http://www.informationweek.com/software/showArticle.jhtml?articleID=201400214>

³⁸ Bill Hilf. "Open Source at Microsoft" July 26, 2007.

<http://port25.technet.com/archive/2007/07/18/open-source-at-microsoft.aspx>

³⁹ "Microsoft opens Pandora's box" May 21, 2007. *Client Server News*.

社はまず、マイクロソフト社のウェブサイトオープンソース関連ページ⁴⁰を新たに立ち上げ、次ステップとしてオープン化したライセンスのうち3件についてオープンソースを啓蒙する非営利団体の Open Source Initiative（以下 OSI）の承認を得るという⁴¹。

マイクロソフト社のこのような戦略転換については、識者に波紋を投げかけたものの⁴²、これらのオープンソース化は、同社のコア事業を公開するものではなく、むしろ相互運用性を拡大することによってコアビジネスを拡大させることを目的にしたものという見方もできる。同社は、ここへきて突然オープンソース化へ歩み寄った理由として、「顧客からによるプラットフォームの選択や相互運用性を求める声に応えたもの」としているものの、実際には、同社の主力知的財産であり売上げの多くを占める Windows や Office 関連のライセンスについては、オープンソース化していないとの指摘もある。このため、主力製品を含まない一部のソフトウェア技術をオープンソース化するだけでは、オープンソース業界が同社を敵視する姿勢は今後も変わらないとみられている。

⑤ グーグル⁴³（インターネット・サービス）

<ビジネスの概要>

インターネット・サービス企業の旗手として注目を集めているグーグル社（Google）は、検索技術などをもとにして消費者のインターネット利用を促すことにより、インターネット広告収入を得るというビジネス・モデルを展開している。同社の2006年度売上高10,604百万ドルのうち、広告収入が10,493百万ドルを占め、うち、グーグル・ウェブ・サイトが6,333百万ドル、グーグル・ネットワークのサイトが4,160百万ドルとなっている。

同社における研究開発費は、事業の拡大と併せて拡充してきており、過去5年間は同社売上高の約10%程度、2006年度（12月末）の研究開発費は同年度売上高の12%にあたる12億ドルであった。

⁴⁰ <http://www.microsoft.com/opensource/>

⁴¹ Antone Gonsalves. "Microsoft's Open-Source Strategy Coming Into Focus" July 30, 2007. InformationWeek

. <http://www.informationweek.com/windows/showArticle.jhtml?articleID=201201910>

⁴² ガートナー社（Gartner）アナリスト、マーク・ドライバー氏（Mark Driver）は、マイクロソフト社の戦略について「コアな資産についてのオープンソース化についてどのような立場をとるかが難しいところ」と指摘するなど、業界アナリストは、強力なライセンスコントロール戦略を展開してきたマイクロソフト社が突然オープンソース化を支持した今回の動きは「市場を混乱させるだけのものであり、同社の今回の新たな戦略が浸透するには時間がかかる」とみている。

⁴³ Google 2006 10-K.

<http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1288776/000119312507044494/d10k.htm>

<知的財産戦略>

グーグル社では、現時点では、米国特許商標庁が公開している特許取得数上位企業にも名を連ねておらず、同社が保有する特許件数は入手できない。これは、同社の特許の多くは、まだ出願・審査中であり、実際に取得する段階に至っていないためであると考えられるが、研究開発費から考えると、相応の特許数を出願していることが想定される。

なお、グーグル社の中核的な検索エンジン技術である「ページランク (PageRank)」の初期バージョンは、グーグル社の共同創設者でもあるラリー・ページ氏 (Larry Page、Co-Founder & President, Products : 共同創設者兼製品部門担当社長) とセルゲイ・ブリン氏 (Sergey Brin、Co-Founder & President, Technology : 共同創設者兼技術部門担当社長) によって開発された。この「ページランク」の特許は、両氏が同技術を開発したスタンフォード大学が保有しており、同特許は2017年に無効となる。グーグル社は、同大学から「ページランク」技術の独占的な利用ライセンスを保有しており、2003年10月に、同ライセンスを2011年まで延長している。

<オープンソース戦略>

同社の検索エンジンシステム等は、基本的にオープンソースを活用し開発されており、そのオープンソース・コードも公開している⁴⁴。これは、これらのシステムを他社にも活用してもらうことにより、自社の広告ビジネスを拡充することも可能となることも背景にあると思われる。ただし、同社のコア技術とも言える検索アルゴリズムについては、原則、公開されていない⁴⁵。

また、グーグル社は2007年8月、IBM社などが立ち上げたLinux関連ライセンス管理会社OINに、ライセンスのエンド・ユーザ側として初めて参画することを発表した⁴⁶。グーグル社は、OINのメンバーとなったことで、OINがライセンス料 (ロイヤルティ) なしで提供しているLinuxベースの技術を利用できる。現在、グーグル社の検索エンジンはすべてLinuxシステムがサポートしており、またグーグル社の社内ウェブシステム (インデックス、アナリシス) もLinuxサーバのクラスターで運営されているなど、世界でも最大のLinuxユーザの1社である。なお、OINでは現在、クロスライセンス契約も含めて約100件のLinux関連技術

⁴⁴ <http://code.google.com/oss.html>

⁴⁵ <http://technology.newscientist.com/channel/tech/mg19426066.500-opensource-search-engine-gangs-up-on-google.html>

⁴⁶ OIN. "Open Invention Network™ Extends The Linux Ecosystem As Google Becomes Its First End-User Licensee" August 7, 2007. *Press Release*.
http://www.openinventionnetwork.com/press_release08_06_07.php

特許を保有しているが、グーグル社がエンド・ユーザとして参画した後に利用可能となる（すなわちライセンス料なしで取得する）技術数は公表されていない⁴⁷。

(3) 比較考察

以上の米国の主要 IT 企業における特許・オープンソース化戦略を、表にまとめると、以下のとおり。

主要米国 IT 企業における特許／オープンソース化戦略一覧

	特許戦略	オープンソース戦略
インテル	・自社の半導体技術を中心に、特許を取得。	・半導体に係るインターフェース開発等を中心としたプロジェクトを展開。
IBM	・訴訟リスクの軽減の観点も含め、特許を取得。ライセンスを推進。 ・アマゾン社に対してビジネス・プロセス特許の不法侵害で提訴。	・Linux 推進を目的としたライセンス管理会社 OIN を設立。 ・SOAP、SAML、XML 関連技術 150 件をオープン化。
サンマイクロシステムズ	・訴訟リスク軽減の観点から、特許を取得。ライセンス志向せず。 ・無料ソフトウェアの開発者に対して特許侵害を主張しない。	・自社特許技術を積極的にオープン化 (29 団体に参画)
マイクロソフト	・自社のソフトに係る特許を取得。 ・侵害していると思われるものは提訴。	・ノベル社、デル社と Linux の相互互換性を強化する共同開発契約を締結。 ・コア以外の分野でオープンシェア化の動き。
グーグル	・ページランク技術の独占権を保有。 ・一部検索アルゴリズム等は秘匿化。	・検索システムはオープン。 ・OIN にエンド・ユーザとして参画。

これらのまとめを踏まえると、もちろん企業の業態（ハードウェア、ソフトウェア及びインターネット・サービス）で異なっているものの、概ね、以下の2点に整理することができると思われる。

①各社とも、それぞれのビジネス・モデルの中で収益の源となるコアの技術に係る特許については、それらを守る戦略を有する。

ハードウェア業界では、一般的には、競合他社が開発した特許技術を利用して新たな技術を開発する、といった業界構造となっているものの、コアとなる技術に関しては、現在の特許制度を最大限に利用して、自社の権利・利益を守ろうと

⁴⁷ Charles Babcock. "Google Joins Effort To Ward Off Patent Challenges To Linux" August 11, 2007. InformationWeek. <http://www.informationweek.com/software/showArticle.jhtml?articleID=201400214>

いう姿勢が濃い。例えば、インテル社の場合は、研究開発の対象はコアとなる半導体技術であり、これらの技術に関しては、ライセンス料からの利益ではなく、むしろ自社技術を守るために特許を取得している。

また、ソフトウェア業界では、例えば、自社の主力製品関連技術や中枢技術の特許で守り、自社で独占的に使用しているのがマイクロソフト社とグーグル社である。マイクロソフト社の中心となる特許戦略はあくまでも 2 社・3 社間との技術契約といったクローズトなものとなっている。グーグル社においても、中枢技術「ページランク」の特許は創業者が所有し、その特許利用権はグーグル社が独占的に所有して門外不出となっている。

ただし、これらの業界でも、そのビジネス・モデルにおいて、必ずしも個々の技術が収益源となるようなコアではない場合には、むしろ、特許技術からの利益（ライセンス料、あるいはロイヤルティ・フィー）を得るような特許戦略を組み合わせるようになる。例えば、IBM 社は、研究開発に年間 60 億ドルを投じて年間約 3,500 件の特許技術を生み出し、自ら重要な技術については守る一方で、これら特許技術からのライセンス料から大きな利益を得ている。これは、IBM は、そもそも個々のハードウェア技術やソフトウェア技術で収益源としているのではなく、むしろそれらを統合し、全体をサービスとして提供することにより収益を挙げているためこのような戦略が可能であるものと考えられる。

②一方、各社とも、そのビジネス・モデルによって程度の差は大きく異なるものの、戦略的観点から、自らのコアビジネスが拡大するよう、周辺技術に関しオープンソース戦略を採用している。

例えば、インテル社は、ワイヤレスやグラフィックスなどのインターフェースに係るオープンソースに積極的に取り組んでいる。これは、これらの技術が進展することによって、コアビジネスである半導体の開発・普及にプラスになると判断したためではないかと考えられる。

IBM 社やサンマイクロシステムズ社は、Linux 推進を目的としたオープンソース化プロジェクトに積極的に参加している。これらは、当然、このような戦略をとることによって、自ら提供する IT サービスや IT システムの提供というビジネスにおいて、オープンソース戦略を採用することにより、よりイノベーションを進め、また、製品幅を拡充することができるためであると解釈される。

一方のマイクロソフト社については、そのビジネス・モデルの構造上、オープンソースの代表格である Linux の関連ベンダとは対立関係にあるものの、オープンソース的な戦略を活用するという観点では、取り組みを開始した。これは、同社にとっては、引き続き OS や Office などのソフトウェアはコアとなる技術であるものの、このような周辺となるインターフェース技術や文書フォーマット等

に関しては、オープン化し、国際標準化することによって顧客を拡大した開発を促進しようとしているものと考えられる。

また、グーグル社についても、同社のビジネス・モデルのコアとなる検索アルゴリズムなどについては秘匿化により保護しつつも、検索システムも含め、そのビジネス・モデルにおける顧客拡充となるような技術については、オープンソース戦略の活用する方向を示している。

このように、各企業の戦略は、「特許・秘匿化による保護」対「完全オープンソース化」で明確に白黒が分けることはできない。むしろ、各企業とも、それぞれのビジネス・モデルに基づいて、何らかの形でオープンソースモデルによるプラットフォーム確立競争に取り組んでおり、その結果、自社の持つコア技術、ビジネス・モデル、研究開発などを総合的に判断した上で、各社、特許戦略のバランス感覚を作り出しているといえるだろう。

4. IT産業と米国特許法改正の動き

(1) 特許紛争の多発と訴訟費用の高騰

このように、IT分野においては、各企業は自らのビジネス・モデルを踏まえて、オープンソース戦略も含む知的財産戦略を進めているが、前述に述べたとおり、米国においては、特にIT企業を中心に、多くの特許紛争が起きるとともに、それらに係る損害賠償額や和解額も増加してきている。具体的には、連邦地裁で取り扱われた特許訴訟件数は、1996年の1840件から2006年の2830件と、この10年間で50%以上増加してきている。また、米国内における特許関連の訴訟費用も、1997年に80億ドル、1999年には160億ドルになっており、これに対して米国上場企業が世界中で取得した特許から得る利益は1997年に84億ドル、1999年でも93億ドルに留まっており、訴訟費用を回収できていないとの試算もなされている⁴⁸。

特に、米国内で普及しているブラックベリーという携帯端末を製造販売するカナダのRIM社に対して、NTP社が提訴した案件において、ブラックベリーのサービスの差止めがなされる可能性が高まり、同サービスを巡る混乱も高まったこと

⁴⁸ボストン大学法科大学院(Boston University Law School)のジェイムス・ベッセン講師(James Bessen, lecturer)の試算結果。なお、ジョージワシントン大学(George Washington University)ジョン・F・ダフィー法学部教授(John Duffy, Law Professor)によると、ベッセン氏の算出したデータについては懐疑的な面もあり、例えば特許取得による企業利益が保守的に見積もられすぎていると分析する。また、「特許技術が社会にもたらした価値」も算出していないと指摘する。一方で同氏は、多くの特許が実際には価値がないことも認めている。出典: Michael Fitzgerald. "A Patent Is Worth Having, Right? Well, Maybe Not" July 15, 2007. *The New York Times*.

もあり、そもそも NTP 社の特許が有効なのかという根本論が不明確なまま、最終的に 2006 年 3 月に 6 億 1250 万ドルでの和解に応じたケースなどもあり、米国の特許制度に関する問題点を示す事例となった。

また 2006 年以降、IT 業界にとって重要となる多くの特許訴訟に係る事例が公に晒されることとなった⁴⁹。その中で、IT 業界を巻き込んだ最高裁判所による事例としては、以下のようなものがあり、IT 業界から見て、特許制度の問題点を浮き彫りにするものであったと言える⁵⁰。

- eBay v. MercExchange（最高裁判決：2006 年 5 月 15 日）
MercExchange という企業が eBay に対して、自社の持つ電子マーケットに関する特許のライセンス供与の協議を試みたが、最終的な合意に至らず、eBay を特許侵害で提訴したもの。MercExchange 社は、自己実施しておらず、パテント・トロールの事例ともされる。最高裁は、これまで採用されていた「侵害があれば原則差止」という判断は誤りとし、MercExchange 社の差止請求を認める下審判決を破棄した事例。
- KSR v. Teleflex（最高裁判決：2007 年 4 月 30 日）
米国企業の Teleflex Inc.が、カナダ企業の KSR International Co.を、自社の特許を侵害したとして訴えたものであり、特許の自明性の判断基準が焦点。特に、自明なものが多いとされるソフトウェア特許に大きく関係する。
- Microsoft v. AT&T（最高裁判決：2007 年 4 月 30 日）
AT&T 社が、自らに帰属する音声デジタルエンコード・圧縮記録装置の特許を侵害しているとして、Microsoft 社を提訴したもの。Microsoft 社は米国内の侵害については認め和解したが、損害賠償額の算定において米国外で製造されたコンピュータについても侵害があるかが争点。最高裁では、Microsoft の主張が受け入れられた。

（2）特許法改正を巡る動き

このように、特許紛争が多発し、訴訟費用が高額化する中、取得した特許からの利益が訴訟関連費用で相殺されてしまうことから、企業の企業における新たな研究開発のインセンティブを奪っているとも言われている。このような中、近年、連邦議会においても注視され、現在、連邦議会において、特許法の改正の議論が進んでいる。具体的には、2007 年度の連邦議会においても、「2007 年特許改正

⁴⁹ <http://www.ecommercetimes.com/story/54808.html>

⁵⁰ なお、以上の主要判例は、特許に対して、「幅広く認め、それに強い力を認める」という、米国の従来政策の方向では必ずしもなく、IT 業界等の産業の実態を踏まえて、バランスを踏まえた特許政策の方向に向いているものと見ることができる。

法案（Patent Reform Act of 2007）」⁵¹が両院より共同で2007年4月に提出され、その後、同法案は7月18日に下院司法委員会（Senate Committee on the Judiciary）の承認を得、9月7日に下院にて可決されている^{52,53,54,55}。

この特許法改正の内容は、今後まだ上院での議論等は残っているものの、基本的には、目的として、①「特許の質の向上」、②「高騰化する訴訟コストの是正」、③「制度の国際調和」を挙げており、包括的な改正内容となっている。具体的には、日本でも関心のある、「先発明主義（first to invent）から、先願主義（first to file）への移行」、「全件公開制度の導入」、「付与後異議申立制度の導入」などに加え、上述でも問題になっているような観点から、「損害賠償額の算定規定の改正」、「懲罰的賠償規定の見直し」、現状原告に有利な「裁判管轄制度の見直し」などが含まれている⁵⁶。これらは、これまで、発明者あるいは原告に対して、これまで「幅広い技術に大きな権利を与える」こととしていた現行制度に関して、特許の質の向上、訴訟コストの是正の観点から、見直しをしようとする動きであると位置付けられるものと考えられる。

なお、連邦議会における法制度改正の議論以外においても、米国特許商標庁では、現在連邦議会で議論されている特許法制度への一連の取り組みを支持しており、その一環として2007年6月15日より、特許申請中の技術内容について類似する既存技術の存在などを一般から公募する試験施策「The Peer Review Pilot」を開始している。この試験施策は、特許審査官が申請書類に目を通す前に一般の同業の技術者からの意見を公募・収集することで、特許の質の向上を図り、将来的な特許訴訟リスクを軽減させることを目的としており、対象はコンピュータ関連技術のみとなっている⁵⁷。

⁵¹ H.R. 1908, S. 1145

⁵² 特許改正法を支持する民主党が2006年11月の中間選挙で連邦議会議席の過半数をとった為、特許改正法の法制化を目指した上下院によるイニシアチブが発足し、両院共同での法案作成となった。出典：GREG HITT. "Patent System's Revamp Hits Wall" August 27, 2007. *The Wall Street Journal*.

⁵³ U.S. SENATOR PATRICK LEAHY. "Leahy, Hatch, Berman And Smith Introduce Bicameral, Bipartisan Patent Reform Legislation" April 18, 2007. <http://leahy.senate.gov/press/200704/041807a.html>

⁵⁴ Anne Broache. "Patent law changes power ahead in Congress" July 20, 2007. *CNET News.com*. <http://news.com.com/Patent+law+changes+power+ahead+in+Congress/2100-1014-6197776.html>

⁵⁵ Roy Mark. "House Approves Patent Reform" September 7, 2007. *eWeek.com*. <http://www.eweek.com/article2/0,1895,2180736,00.asp>

⁵⁶ なお、本米国特許法の改正については、日本国内では、先願主義への移行について関心が高いが、米国内では、むしろ高額訴訟費用への対応に対する関心が高い。

⁵⁷ 試験施策の期間は2007年6月15日から1年間の予定。出典：U.S. Patent and Trademark Office. "USPTO to Test Impact of Public Input on Improving Patent Quality in the Computer Technologies" June 7, 2007. Press Release. <http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/07-21.htm>

なお、現行法では特許申請者の承諾なしでは特許申請中の技術に対してコメントすることができないため、

(3) IT 業界団体の見解と対立の構図

「特許改正法案 (Patent Reform Act)」については、米国上下院ともに第 109 議会 (2005 年 - 2006 年) においても、議会に提出されており、その中で、大手 IT 企業の多くが、高額な訴訟費用等に対する不満を背景に、特許法の改正を強く主張してきた⁵⁸。しかしながら、共和党主導という議会構成上の理由もあり、製薬・バイオ産業など他の産業寄りの意見も強く、結果的には、折り合いが全くつかず、法改正はもちろん委員会でも承認を得ることはできなかった。

今回の包括的な内容を含む 2007 年特許法改正法案については、大手 IT 企業からなる IT 業界団体並びにソフトウェア関連団体は、その内容を強く支持し、本内容での法案が成立することを強く期待しているのに対し⁵⁹、一方で、医薬・バイオ業界、一般製造業などのその他の産業界、あるいは中小企業等は、この法案に対し反対をするという構図になっている。

具体的には、IT 業界団体の米国情報技術協会 (Information Technology Association of America : ITAA) は、現状の特許システムの改革を求めている。2007 年 3 月には、ITAA 運営委員でモビウスマネージメントシステムズ社のミッチェル・グロス会長兼 CEO が下院中小企業委員会 (House Small Business Committee) の公聴会にて発言し、現行の特許システムは「特許申請にかかる費用が高すぎ、時間がかかり過ぎ、更には特許技術としての基準に満たないような未熟な技術までに特許が与えられるため裁判となる」ことから、「中小企業にとって特許関連訴訟からの損害リスクが高すぎ、そのために中小企業のイノベーションを抑制している」として現行システムを批判している⁶⁰。ITAA は翌 4 月、「壊れている米国の特許制度を包括的に修正するアプローチである」2007 年特許改正法案を支持するコメントを発表し、2007 年度の第 110 議会を「特許改正のた

「The Peer Review Pilot」では対象技術の特許申請者をアトランダムに選出し、特許申請者の承認を得てから一般からのコメントを公募する。コメントは、同プロジェクトを共同運営する非営利組織「Community Patent Review Project (CPRP)」(ニューヨーク大学法科大学院情報政策部が設立した非営利組織)のウェブサイトから可能となっている。<http://dotank.nyls.edu/communitypatent/>

⁵⁸ なお、当時は、「特許権侵害があれば原則として差し止め」という差し止め発令の原則論に係る問題にも関心があったが、本件については、上述の eBay 事件の最高裁判決により、見直しがなされたため、一応の解決を見ることになっている。

⁵⁹ シスコシステムズ社、デル社、アップルコンピュータ社、マイクロソフト社、インテル社、オラクル社、シマンテック社など。出典: Wisconsin Technology council. "Congressional patent reform is topic at July 31 WIN-Madison meeting" July 25, 2007.

<http://www.wisconsin technologycouncil.com/Newsroom/index.aspx?ID=456>、

⁶⁰ ITAA. "ITAA Advocates Patent Reform at House Small Business Committee Hearing" March 29, 2007. Press Release. <http://www.ita.org/newsroom/release.cfm?ID=2437>

めの肥沃なグラウンド（"fertile ground for patent reform"）」と賞賛して、改正法案の内容を支持している⁶¹。

また、ソフトウェア業界団体では、米ソフトウェア情報産業協会（Software & Information Industry Association : SIIA）が、2007年7月に下院司法委員会により2007年特許改正法案が承認されたことで、同日を「米国の特許システムの近代化に向けた重要なランドマークとなる日」と呼び、同法案の承認を高く賞賛している⁶²。ビジネスソフトウェアの権利保護団体のBSA（Business Software Alliance）も同様、2007年特許改正法案が下院本会議で可決された9月に「特許技術の質の向上、特許侵害訴訟といった法的手段の公正さ、米国特許商標庁の資源拡大、並びに他国と米国との特許制度の協調を実現する」同法案の内容を支持し、今期中の法制化を強く支持している⁶³。その他のIT業界を中心とする団体として、Coalition For Patent Fairness⁶⁴、Information Technology Council⁶⁵なども、同法案に対する支持を表明している⁶⁶。

また、ソフトウェアを中心とするIT業界のほか、Consumer Federation of America⁶⁷、Electronic Frontier Foundation⁶⁸、Knowledge Ecology International⁶⁹、Public Knowledge⁷⁰、U.S. Public Interest Research Group⁷¹などの消費者団体も支持を表明した⁷²。これらの団体は、今回の法案において特に論議を呼んでいるうちの2つのセクション、①特許の貢献分に応じて賠償額を算定する仕組みと②特許の付与後に異議を申し立てられる新たな仕組みについて高く評価すると発表している。

一方で、テキサス・インスツルメンツ（TI）、モトローラ、サン・ディスク等を含む一部ITハードウェア・メーカーとその他一般製造業・製薬メーカーなど45社

⁶¹ ITAA. "ITAA Calls for Patent Reform in the 110th Congress" April 26, 2007. *Press Release*. <http://www.ita.org/newsroom/release.cfm?ID=2442>

⁶² SIIA. "Software & Information Industry Association Applauds House Action on Comprehensive Patent Reform Legislation" July 18, 2007, *Press Release*. http://www.sii.net/press/releases/HouseCmteAction_0718.pdf

⁶³ BSA. "BSA Applauds House Passage of Bipartisan Patent Reform Bill" September 7, 2007. *Press Release*. <http://www.bsa.org/country/News%20and%20Events/News%20Archives/en-09072007-Patent-HR1908.aspx>

⁶⁴ http://www.patentfairness.org/pdf/CPF-June_6_Senate_Hearing_Release-Final.pdf
<http://ipbiz.blogspot.com/2007/07/press-release-by-coalition-for-patent.html>

⁶⁵ <http://www.itic.org/archives/articles/2007/release071807.php>

⁶⁶ なおIT関連業界団体でも、ハードウェア関連の企業が多く参加している米国電子協会（American Electronics Association : AeA）並びに家電業界団体最大手の全米家電協会（Consumer Electronics Association : CEA）は共に、2007年特許改正法案についてのコメントは発表していない。

⁶⁷ <http://www.consumerfed.org/>

⁶⁸ <http://www.eff.org/>

⁶⁹ <http://www.keionline.org/>

⁷⁰ <http://www.publicknowledge.org/>

⁷¹ <http://www.uspirg.org/>

⁷² http://www.infoworld.com/article/07/09/04/Consumer-groups-back-patent-bill_1.html

が参加する The Coalition for 21st Century Patent Reform は、同法案に反対の意を表明した⁷³。同コアリションは、2007年9月7日付けで発表したプレスリリース⁷⁴の中で、特に、賠償額を算定する仕組み (damages methodology) について「権利侵害者に対してかなり好意的」と批判⁷⁵。「多くの発明は、最初に思いつかれた段階では、それを開発し、製造し、市場に売り込むために多くの時間とお金が掛けられた後ほどの価値はない。さらに、ある発明が作られた当時の経済的価値は、現在の商業上の価値とは殆ど関係のないものであるという認識は、広く一般に受け入れた考えである。(中略) だからこそ、現在の法律では、特許権使用料に関して妥当とされる損害賠償 (reasonable royalty damages) は、権利侵害が開始された時点での、発明の利用に関する市場価値を基に決定されているのである。(したがって) 現行法が、権利侵害者によって権利所有者が奪われてしまったものについて補償するために唯一公平な方法である」として、改正に反対している。

また、最近では、米労働者組合であるアメリカ労働総同盟・産業別組合会議 (American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations: AFL-CIO) が、「2007年特許改正法案の内容では海外企業が簡単に特許技術を複製できる可能性が高く、結果的に米国産業競争力が弱体化する」ことや「立法化するには時間が十分でない」ことを理由に特許改正法に反対を表明した⁷⁶。

前述のとおり、本改正案は下院本会議では採択されたものの、今後、このような反対派の意見が上院本会議にて組み込まれ、更には内容も修正される可能性もあるとの意見もあり⁷⁷、法制度化は依然として不透明であるのが現時点の状況である。しかしながら、特許制度のあり方に関し、米国内において、IT業界を中心とする要望が議会で大きく議論されるようになってきていることは、米国の知的財産活動あるいは米国の産業全体におけるIT業界の位置づけが強まってきていることを示すものと考えられる。

⁷³ 参加企業の一覧: <http://www.patentsmatter.com/about/coalition.php>

⁷⁴ http://www.patentsmatter.com/press/pdfs/Release_090707.pdf

⁷⁵ この他、The Coalition for 21st Century Patent Reform による同プレスリリースによれば、製造業界団体 National Association of Manufacturers に加え、ブッシュ政権、主要な特許関連法律家協会等も同法案に反対しているとのこと。

⁷⁶ GREG HITT. "Patent System's Revamp Hits Wall" August 27, 2007. *The Wall Street Journal*. http://online.wsj.com/article/SB118817303708409352.html?mod=todays_us_page_one

⁷⁷ Roy Mark. "House Approves Patent Reform" September 7, 2007. *eWeek.com*. <http://www.eweek.com/article2/0,1895,2180736,00.asp>

このレポートに対するご質問、ご意見、ご要望がありましたら、
tagui_ichikawa@jetro.go.jp までお願いします。

なお、本レポートは、注記した参考資料等を利用して作成しているものであり、本レポートの内容に関しては、その有用性、正確性、知的財産権の不侵害等的一切について、執筆者及び執筆者が所属する組織が如何なる保証をするものでもありません。また、本レポートの読者が、本レポート内の情報の利用によって損害を被った場合も、執筆者及び執筆者が所属する組織が如何なる責任を負うものでもありません。